2003/25/25/1

主張 川崎市政は公を掲げよ 代表幹事 清水芳治 2

かながわ廃棄物処理事業団 川崎市議会議員 猪股美恵 3 クリーンセンターを作る必要はなかったし、

これからも税金で維持する必要はない 渡辺登代美 4 羽田空港再拡張増額負担 市長、明言避ける(朝日新聞08.10.28夕刊)5 やっぱり 現場検証が必要だ 篠原義仁 6 かわさきエフエム(かわさき市民放送)の存在価値を問う 望月文雄 7 地方債発行休止相次ぐ(朝日新聞08.10.28夕刊)8

十字路

病院の病床にて 佐々木玲吉 9 カンボジア考 その2 川口洋一 9

川崎臨海部の情報満載(朝日新聞08.11.21) 1 1 全庁調査の申し入れ 市民オンブズマンわかやま 1 2

会計報告 15

編集後記

第8回拡大幹事会のお知らせ 12月16日 (火) 18時より 中原市民館和室で開催

 \bowtie

 \boxtimes \boxtimes

 \bowtie

 \bowtie

M

 \bowtie

張 主 川崎市政は公を掲げよ 清水芳治 代表幹事

『市政だより』 (2008年11月1日号) による と当市で来年4月開所する日進町保育園跡地保 育所や元住吉駅周辺保育所など保育所8カ所、 5月の武蔵小杉駅周辺保育所はいずれも民営だ という。さらに民営化する宮前平保育園など3 カ所があり、1カ所を「4月開所に向けて、小 規模認可保育所の整備を行」うとある。

このところ何人かの市議(市長与党?)が 市議会報告の中で保育所問題に触れているが、 民営、民営化については淡々と語るのみで、 保育を利益追求の市場に投入することは既定 の事実と見做している。だがそれでよいのだ ろうか。

この市政だよりが配布されているまさにそ の間に東京都豊島区の保育事業者「エムケイ グループ」が経営難で首都圏の20カ所以上に も及ぶ「ハッピースマイル」保育園を投げ出 した。

保護者へのその通知は「会社の経営に行き 詰まり、明日いっぱい(筮者註―10月31日) で保育園を閉鎖します」(朝日新聞11月14日)。 系列の保育所4カ所を抱える「川崎市の吉田利 一保育課長は『あってはならない事態。企業 の経営難はあり得ることだが、いきなり事業 をやめるのは前代未開』と頭を抱え」たそう だが、民営化されれば当然あり得る事態だし、 保育所を利用している父母や幼児にとっては 重大な事件である。

たとえば、たての千秋市議は「私は、20数 年保育園の前に住んで、いつも思っていまし た。4月になると毎年繰り返される光景。保育 園の中から聞こえてくる子どもの泣き声。振 り切って職場に向かう保護者の切ない後姿。」 と書いているが、この情景を増幅させてしまっ たのが、エムケイグループの保育事業参入の 結果なのだ。

最近の人口統計は川崎市の労働力人口が他 都市に比べて高い比率を占めるという。これ

は保育すべき子どもが多いことを予想させる。 加えて「1人親家庭の貧困率 日本は先進国 で最悪」という事態も報道されている。

 \bowtie

 \boxtimes

M

 \bowtie

片親が子どもを安心して、しかもその経済 力に見合った費用で保育してもらえる保育園 を必要としていることは多言を要しない。

これを利益を求めて参入する民間企業にど のように考えれば期待できるというのだろう か。親のためにも子どものためにも必要なの は公的保育の拡充ではないのか。

阿部市長は小泉純一郎元首相華やかなりし ころ、国政は小泉改革、川崎市政は阿部改革 をと唱え、自治官僚の経歴を生かし市の運営 に乗り出した。

国政の延長上に自己を位置づけ市場主義を 信条に公をいくつかの場面で放棄し市場に任 せてきた。

しかし国政でも小泉政策の見直しともいう べき発言が相次いでいる。

毎日新聞11月22日付によれば「小渕少子化 担当相は21日の閣議後の記者会見で『小学校 に上がる前の教育、保育については無償化す るなど思い切った施策を打っていきたい』と 述べた」そうであるし、同じく11月28日付に よれば舛添厚労大臣は「『出産一時金』38万 円から一律増」に踏み切ったと報じられてい

確かに今でも市場主義の財界人は保育環境 が劣悪であろうがなかろうが、保育所の認可、 認証などの制約を取っ払い(公金の投入を止 め)、保育園経営者と保護者との直接契約を 主張している一面もある。しかし、少子化の 善悪論は措くとして、少子化問題の解決を国 策とする道とは決して整合しない。

国策の延長上に市政を位置づけ、またそれ によって阿部市政を顕示しようとする市長の 方針からも是正すべきではないだろうか。

かながわ

川崎市議会議員 猪股 美恵

県の包括外部監査が「かながわ廃棄物処理 事業団は現在の収支状況が続き、借入金の返 済スケジュールの延長、三公共団体(県・横 浜市・川崎市) からの負担金増等がない状況 では、あと2~3年で資金繰りが極端に悪化す る可能性があり、事業団が破綻した場合、三 公共団体は、政策投資銀行からの借入金の損 失補償契約を結んでいるため、事業団に代わっ て弁済義務を負うことになる」といった分析 結果を出したことを受けて、かながわ廃棄物 処理事業団(以下事業団と言う)は経営改善 計画案(以下計画案と言う)をまとめました。 その計画案が私の属する環境委員会で報告説 明されました。計画案は基本的な考え方や今 後の具体的な取り組みなど6項目にまとめられ ています。

まず「経営方針」では、事業団の設立目的 として「県内の産業廃棄物の適正処理及び民 間処理施設の設置促進」と謳われています。

しかし後で出てくる「今後の動向」の項目には近隣に大型民間施設(株式会社シンシア・JFE環境株式会社等)が進出してくることにより事業団の経営環境はいっそう厳しくなるといっています。これは設立目的を顧みる余裕もない、矛盾すら見えなくなっている状況を表しています。

次の項目は「現状と課題」ですが、廃棄物の受け入れ状況が、2006年の料金値上げや焼却炉の度重なる故障による停止等の要因から減少傾向にあると述べています。受け入れ料の値上げは、2003年に25%の値上げをし、2006年にさらに16%値上げしています。その結果、急激に搬入が減りました。7月7日にクリーンセンターを視察した時も、ガラガラでした。ビールのポップ糟がわずか積まれているだけでした。これは経営の健全化を考えず目先の収益だけを考える天下り理事の無責任な体質

そのものです。また炉の故障は2005年度108回、 2006年度161回、2007年度149回です。産業廃 棄物の適正処理のモデルとなるべき事業団が、 ここでも行き詰っています。

次の項目は「今後の動向」ですが、今後は 処理困難物への対応や低濃度PCBの適正処理、 鳥インフルエンザや災害時といった緊急的事 案への対応などの課題に応えていくと書かれ ています。これはとても大事なことで、本来 事業団がこうした役割をしっかりと見据えて 取り組めばいいのですが、残念ながら今回の 計画案では、中長期収支計画の中にこれらの 課題に対応する設備整備費など見受けられま せん。ただ存続のための方便のように見えま す。PCBの処理についても、まだ実証実験され ただけで、安全性が確立される前から受け入 れ先として期待していくのは住民感情を無視 するものです。

次の項目は「経営改善計画の基本的な考え 方」です。果たすべき公共的役割として、今 後増加が見込まれる建設廃棄物などのうち処 理困難なものや、緊急的事例に対応していく としていますが、設立目的の基本には、産廃 は事業者により適正に処理するという排出者 責任があって、事業団は適正な処理の指導と 適正な民間施設の普及促進を謳っているはず です。その整理が出来ていません。

次は「具体的な取り組み」と言う項目です。 ここでは新たな廃棄物の受け入れ態勢の整備 として一般廃棄物も受け入れると書かれてい ます。一般廃棄物は法律で域内処理が定めら れています。ここまで書かれると何をしよう としているのか解らなくなります。また安定 経営に向けた取り組みとして施設建設基金へ の出捐金の要請が書かれています。今の社会 経済情況にあってこれを頼りに安定化を図る ことこそ現実性にかけると思います。

最後の項目は「中長期収支見通し」ですが、 ここでは三公共団体への返済を待ってもらえ れば、毎年度の収支均衡を保つことが出来る と書かれています。私は議会の質問で、「今 後一切川崎市の市民に負担をかけることはし ない」と言う答弁を得ています。県の持つ芦 名の処分場の処分費の高さが経営圧迫の要因 と言われていることに対し、県は当初の三公 共団体の役割分担の約束に沿って泣くべきとも言いました。事業団の経営状況は、ここまで来てしまえば健全化は難しいように思います。財政健全化法に基づく将来負担比率では、「E」ランクになっていて、市の損失補償額は90%の債務負担額になるはずです。まだ理事会を開けない状況ですが、事業団ではどんな改善計画を出してくるのでしょう。目的のない存続のための計画にだけはしてほしくないと思っています。

本来事業団は20年で産廃事業者の育成と適 正処理の道筋を作った後、撤退するはずが、 自ら民間事業者化している現状にあっては、 公共団体から毎年負担金として税金を出して いる正当性がないと思います。

クリーンセンターを 作る必要はなかったし、 これからも税金で維持する 必要はない 渡 辺 登 代 美

◇クリーンセンターを作る必要はなかった

県等は、クリーンセンター建設の主な目的は、最終処分場の負担軽減のため中間処理施設を作ることと不法投棄の防止等であると云っている。

しかし、センター建設に先立ち、不法投棄 の原因が県内の民間中間処理施設の不足にあ るのかどうか、また実際の処理能力はどのく らいあるのかなどを検討した形跡はない。

次ページの表は、県内の産業廃棄物焼却施 設のうち、処理能力が概ね一日あたり20 t 以 上のものをまとめたものである。

1999年にかながわクリーンセンター(廃棄物処理事業団)ができるまでに稼働していた施設の処理能力は、合計4953.82 t/日である。この表に含まれていない処理能力の少ない施設も多数存在していたため、合計すれば民間で5200 t/日程度の処理は可能であった。

クリーンセンターの処理能力は210 t/日で、

全体の4%程度にすぎない。

◇今後もクリーンセンターを維持する必要はない

クリーンセンター建設後に建設された産業 廃棄物焼却施設の処理能力は、表の合計だけ で796.88 t/日にのぼる。現在建設中の㈱横 浜シンシア及び計画中のJFE環境㈱を加えると 1368.88 t/日になる。

すなわち産業廃棄物処理施設は、クリーン センター建設前も建設後も民間で順調に建設 され、稼働しているのである。利用料が安価 であるなどの特別の事情が存在しないのであ るから、公金を投じて施設を建設し、維持し なければならない必要はない。

県等は、ことに廃プラスチック類等の中間 処理施設の設置が喫緊の課題となっていたと も云っているが、クリーンセンター建設以前 にも、

相模原市 中央企業㈱、㈱デイ・シイ、㈱ト

横須賀市 ㈱日産クリエイティブサービス、 ㈱アール・アール・シー

藤沢市 いすゞ自動車㈱

川崎市 ㈱中商

など、県内各地に廃プラスチックを扱う多数の施設が存在しており、あえて公の施設を 建設する必要はなかった。なお横浜市につい ては、廃プラスチックを扱う施設が存在しな いのではなく、各施設の取扱品目が判明しな かったため例示できないだけのことである。

クリーンセンター建設後も、

川崎市 三栄レギュレーター㈱、JFE環境㈱、 エヌエス・ユシロ㈱

秦野市 (株)イイダ

など、廃ブラスチックを扱う施設は建設され続けている。

◇無駄な税金投入はやめさせよう

10月には川崎市議会環境委員会に経営改善計画案が提出された。しかし経営改善できる 具体的な見込みはない。これ以上無駄に税金 を投入することは許されない。

			T
供用開始年月日	会 社 名	設置場所	備考
S47. 6. 17	中央企業㈱	相模原市	廃プラ、紙くず、木くず
S48. 7. 12	川崎化成工業㈱	川崎市	汚泥、廃油、廃アルカリ
S49, 6, 7	三友プラントサービス㈱	相模原市	汚泥、廃油、廃アルカリ 廃プラ、紙くず、木くず
S56, 8, 5	㈱デイ・シイ	川崎市	廃プラ、建設廃材
S57. 9. 16	㈱日環	座間市	廃油、紙くず、木くず
S58. 4. 27	第一三共ケミカルファーマ(株)	小田原市	廃油、その他
S62. 6. 1	三友プラントサービス㈱	横浜市	特別管理産廃含む
	㈱日産クリエイティブサービス	横須賀市	廃プラ、紙くず、木くず
	㈱エニックス	相模原市	汚泥、紙くず、木くず
H4. 10. 26	いすゞ自動車㈱	藤沢市	汚泥、廃油、廃プラ
	第一三共プロファーマ㈱	平塚市	汚泥、廃油、その他
H5. 11. 25	旭化成ケミカルズ㈱	川崎市	汚泥、廃油
H7. 2. 1	㈱日本触媒川崎製造所浮島工場	川崎市	廃アルカリ
H7. 3. 3	㈱中商	川崎市	廃プラ、紙くず、木くず
H7. 3. 28	日本乳化剤㈱川崎事業所	川崎市	廃油、廃アルカリ
	㈱デスポ	横浜市	特別管理産廃含む
H7. 9. 22	㈱トキオ	相模原市	廃プラ、紙くず、木くず
H8. 3. 25	第一三共ケミカルファーマ㈱	小田原市	廃油、その他
H8. 12. 17	カポック(株)	川崎市	廃アルカリ
H9. 9. 29	㈱アール・アール・シー	横須賀市	廃プラ、紙くず、木くず
H9. 12. 1	㈱日本触媒川崎製造所千鳥工場	川崎市	廃アルカリ
H10. 3. 1	㈱東光	横浜市	
H10. 4. 15	㈱スリオンテック	川崎市	廃油と廃酸の混合物
H11. 2. 26	(財) かながわ廃棄物処理事業団	川崎市	廃プラ、紙くず、木くず
H13. 7. 26	花王㈱	川崎市	廃アルカリ、廃油
	富士フィルムファインケミカルズ㈱	平塚市	廃油、その他
H14. 3. 28	三栄レギュレーター(株)	川崎市	汚泥、廃プラ、紙くず
H15. 2. 7	JFE環境㈱	川崎市	廃プラ
	㈱イイダ	秦野市	廃プラ、その他
H15, 5, 21	第一三共ケミカルファーマ㈱	平塚市	汚泥、廃油、その他
H16. 4. 23	㈱石井土木	相模原市	木くず
	エヌエス・ユシロ(株)		
	(旧 日本整油㈱)	川崎市	廃プラ、紙くず、木くず
H17. 7. 29	JFE環境㈱	横浜市	特別管理産廃含む
建設中	㈱横浜シンシア	横浜市	
計画中	JFE環境㈱	横浜市	

任期間について、法律で一律 ことを明らかにした。 い」と、負担する考えのない **懇談会では他に、首長の在**

連名で発表した。

係法令の改正を求める意見を

ゆだねる仕組みにするよう関

あった。県と2市が無利子 長懇談会が23日、横浜市内で 市長、明言避ける 川崎市、横浜市、県の3首 3首長懇談会

> するかまだ決めていない」と 事も「来年度の負担すらどう

羽田空港再拡張増額負担

かの進展を受けて対応してい

長は「神奈川口構想など何ら

きたい」と述べ、松沢成文知

で貸し付けている羽田空港の一そういうことは考えていな 話し、いずれも明言を避け 中田宏・横浜市長は「全く

制限するのではなく、条例に

再拡張工事費用の総額が資材 について、阿部孝夫・川崎市 の増額を求められていること ため、国土交通省から貸付金 価格の高騰で1千億円増える

やっぱり 現場検証が 必要だ 篠原 義 仁

1 王禅寺の土地の先行取得

「仮称リサイクルパークあさお」建設(計画敷地面積12.3ha 買取対象面積10.0ha 緑地5.6ha)のための代替地用地として1990(平成2)年10月22日、川崎市の指示に基づき土地開発公社の手によって王禅寺の山林、合計面積6609㎡が、売買代金約6億2000万円で先行取得された。事実経過を正確に追うと、「土地ころがし」に似た取得、再取得の経緯を経て、前所有者(共有者)から土地開発公社に転売された。

「リサイクルパークあさお」の建設計画が、 先行取得させた目的であるが、1990年5月28日 時点での関係部局(清掃局)の見解は、「現 時点では、清掃局関連用地として買い取りに は時期尚早」(清掃局長名報告)というもの であった。つまり、先行取得目的は存在しな い。

事実の問題としても、この計画は1990年4月時点では、政策調整会議に付されただけの段階で、しかも、建設時期も「平成10年(1998)から平成13年」ということで、きわめてあいまいな計画であった。そして、1991年8月時点でこの未成熟な建設計画(案)は、早くも見直し検討され、1994年6月の第5回建設委員会で「既存の基本構想については、白紙として再構築する」と白紙撤回された。

次いで、この王禅寺の清掃工場の拡張計画は、1996年5月にその計画面積を4.7haに大幅縮小され、「市有地3.3ha、民地1.4ha」と計画変更され、本件土地とは別に民有地の買い取りが1996年10月から始められ、1998年7月30日に用地取得が完了した。

その結果、王禅寺の本件土地は、なんら使い途がなく、長年にわたって手を加えることなく山林として放置され、「塩漬け」状態が

継続した。

何のことはない。清掃工場の拡張が必要なら、この計画を具体的に確定し、それから用地取得にかかればいいわけで、計画が未確定ななかで用地の先行取得をする必要は全くなかった。川崎市の失政が「塩漬け土地」を生み出した。

2 何でこんな土地を

6億2000万円で先行取得した、「塩漬け土地」の解消のため、ただひたすら「山林」として保全するために2007年1月22日、川崎市は土地開発公社から、「塩漬け」期間の利息などを含めて約10億円でこの土地を再取得した。

先行取得した時からわかっていたはなしだが、本件土地は、地目は山林で、しかも接道条件についていうと「無接道地。東側王禅寺3号線(約2.7m)に接面。但し、建築基準法の道路ではない」(2006年に川崎市が行った鑑定書記載)と評価されているもので、ほとんど有効活用ができない土地となっている。より平易にいえば、川崎側からは出入りの道路がなく、準じて横浜側から道路らしき約2.7mの通路があるが、これは完成の見込みのない、しかも、建築基準法上は道路と見なされないもので、「使い勝手」の悪さは、この上もない。常識的な民間の取引なら、誰も手を出さない土地となっている。

その土地を、川崎市は約10億円で再取得した。「ドブに金を捨てた」ではすまされない 愚策である。

川崎市の行った2006年鑑定にあっても、この土地の評価は(これでも高すぎると思うが、 それでも)約1億6600万円の評価にすぎない。

私たちが調べた路線価でいうと、この土地は約4000万円、少しひいき目で見てもその倍の約8000万円に過ぎない(南伊豆保養所用地裁判で、川崎市が土地の価格は6億、いや7億円だと強弁していた土地は、何と5570万円で第三者に売却された。その時の強引な答弁、破廉恥な対応が、再び想起される)。

③ 川崎市の開き直り

自らが実施した鑑定書でも「無接道」と評価され、使い勝手が悪いが故に約10億円の価

値など全くなく、約1億6600万円だといわれて いるのに、川崎市は、何らの反省を示してい ない。

私たちの「無接道」批判に対しては、住民 監査請求以来一貫して「道路はある」「接道 している」と強弁している。

接道があるかないか、現存する「通路」の 実態はどのようなものなのか、川崎市民が川 崎市から出入り可能なのか、は現場を検証す ることによって一目瞭然となる。

無接道の状況はもとより、本件土地が、不整形で川崎市側からの利用からして道路より高く、地勢的に優位な状況になく、そのうえ、傾斜地で公共用地の代替地としては使い勝手の悪い事実は、現場検証の実施で容易に確認できる。

南伊豆保養所用地住民訴訟の住民側勝訴の一つの決め手は、現場検証の成功にあった。 私たちは、王禅寺住民訴訟においても裁判所に現場検証を行うよう強く求めている。「現場を知らずに正しい事実の把握、審理はない」というべきである。

年末から年始にかけての裁判期日は、検証 の採否をめぐる重要な局面となっている。

かわさきエフエム (かわさき市民放送) の存在価値を問う 望月文雄

10月末、スカパーのミステリーチャンネルで作成の連続劇「マクベス巡査」の「開局・ラジオ・ロックドゥ」というBBC製作の放送劇を見ていて、無許可で村民が立ちあげたラジオ局のドラマが妙に心に残りました。村民の有志が自分の持ち味を生かして放送に参加し、視聴者にも絶大な好評を博しているのです。しかし、なにしろ、無許可ですので、当局の調査によって廃止に追い込まれてしまうのです。

かわさきエフエム(かわさき市民放送)は 以前問題に感じて、情報公開を求め、調査の 報告もおこないました。川崎市は2005年3月に 発行した第2次川崎市行財政改革プランで、出 資法人改革の推進という項目のなかで、3年以 内に抜本的な法人のありかたを決定する法人 (7法人)として、トップにかわさき市民放送 (株)を上げていますが、ネット上のホーム ページで、「抜本的な法人のありかた」をし めしているのは、川崎市土地開発公社だけで、 ほかの6社のホームページには「抜本的な法人 のありかた」に関する文は一行もありません。

私はコミュニティ放送という項目でネットサーフィンを試みました。1992年12月24日に北海道函館市が函館山ロープウエイというコミュニティ放送を開始したのを皮きりに2008年11月1日の沖縄県読谷村の(株)FMよみたんというコミュニティ放送の開局までで、224局が総務省の認可を受けています。

しかし、放送局としての利用価値がないと して閉局した局が10局あります。参考までに それらの局名と閉局月日を記載します。(コ ミュニティ放送局一覧より)

- 1、1998年12月01日 エフエムこんぴら (香川県仲多度郡琴平町)
- 2、2005年04月01日 髙松シティエフエム (髙松市) FM81.5と合併
- 3、2005年11月01日 宮崎シティエフエム (宮崎市) JW
- 4、2006年04月01日 イセハラエフエム放 送(伊勢原市)
- 5、2006年05月01日 エフエムたまな (玉名市) JW
- 6、2007年03月13日 仙台市民放送 (仙台市宮城野区)
- 7、2007年09月22日 FMニセコ (虻田郡倶知安町/FMニセコ放送) JW
- 8、2008年03月31日 FMななみ (広島市佐伯区/五日市コミュニティ放送) MB
- 9、2008年04月13日 FM SETO (丸亀市) MB・JW
- 10、2008年06月13日 SHANANA! FM

(名古屋市中村区/名古屋シティエフエム) MB

閉局した放送局の大半は行政が関与した方 送局のように思えますが、テレビ時代になっ て久しい現代ではFM放送として独自の発展 をとげるのは至難のことのようです。コミュ ニティ放送という表現が示しているように、 地域に密着した放送内容が要求され、投資に 見合った業績が発揮されているかどうかとい う、審査体制も重要なようです。また放送内 容の充実を図るために専属の記者の募集・配

置などの基本的なセンスや、地域のニーズな ど技術的な面も問われるのでしょう。コミュ ニティと言われることをどのように実践して いるのか、放送プログラムを見れば一目瞭然 です。地域コミュニティからのニーズに対応 しているかどうか、対応の仕方などの優劣を 発展的な放送局から学びとるという姿勢が不 可欠ですが、かわさきエフエムにはその姿勢 がみられません。

毎年川崎市から高額な委託料を受けて行う 事業として存続価値のある事業なのでしょう

融危

自然识别

ぼし始めた。金融市場から資 治体の財政運営にも影響を及 金を集める地方質に買い手が 世界的な金融危機が地方自

「引き金をひいたのは北海

ねない」という投資家心理 できなかった地方質は総額1 まれているのだ。10月に発行 が相次いで発行中止に追い込 「買ったら損をしか

る地方質市場も揺さぶってい が、本来はリスクゼロとされ 市場公募債が債券市場に出 ると、06年9月に自治体が個 刀質発行団体連絡協議会によ

つかず、東京都や大阪府など **做100億円)。市場公募地** 200億円)、川崎市(20年 00億円)、愛知県(5年頃 0億円)、大阪府(5年億2 ち、見送ったのは東京都 年億300億円、20年億20 る予定だった16都府県市のろ い手がみつからない状態だ。 不安で投資が手控えられ、買 だが、先行きの見えない金融 家が売買し、 10月に市場公募債を発行す 利ざやを稼ぐ。 10 が破綻。前日も不動産投資信 し、中堅生保の大和生命保険 株価が一時1千円以上暴落 中に東京株式市場で日経平均 決定日を迎えた。だが、午前 日、5年億200億円の条件 道」と証券会社の売買担当者 のは初めてという。 は指摘する。 北海道は今月10

別に条件を決めるようになっ 起度見送りが相次ぐ 地方質は28の銀行と証券会社 は入札で決まるが、北海道の 託会社が破綻していた。 42済も高い1·70%に高 市場公募個の発行時の利率 前月より0

回ると、主に生命保険会社や

投資信託会社などの機関投資

てから、

販売し、引受機関は質券市場で投る。引受機関の銀行や証券会社に

県と17政令指定市が発行していますの。する地方領(借金)のまする地方領(借金)のの場合は27都道府の場合が発行している。

の信用度に応じて国資からの上乗 せ幅(スプレッド)が変化する。 して上下するが、発行する自治体 信用度が低いほど幅は開く。 際の利回りは国償の利回りに連動 資家に販売する。 市場で流通する

を受けて発行休止に。 ストを押し上げた。 乗せし、北海道の資金調違コ 金融機関がリスクを金利に上 理に発行しようとしたため、 係者)。売れない地方質を無 受けたくない」(証券会社関 400万円増えた計算だ。 家が買いづらくなっている」 いから、各金融機関とも引き (東京都)、「世界の金融情 4都府県市は北海道の事態 投資家が地方質を買わな 北海道の利払いは年間

8

降の対応も市場の動向を見守 県)などとしており、11月以 きるかわからない」 勢が不安定で、条件決定がで

(愛知



病院の病床にて佐々木玲吉

11月上旬のある日、用事があってバスで川崎に向かいました。終点で地下街アゼリアへの階段を降りようとした時、突然吐き気を催し、目眩がし、転びそうになりました。その場は何とか凌ぎ、行きつけの病院に行ったところ"即刻入院せよ"とのこと。自身びっくりした次第です。以後20日間病床生活ですが、そこは今まで見たことも経験したこともない光景です。

カーテン一枚で仕切られた6人一室、一人二 畳程の広さです。そこにはあと何カ月、いや あと何週間かと思われる程衰弱し、意識もな い老人もおります。介護士が来て流動食を与 えたり、おしめを取り換えたり、体をふいた りしています。別の床ではシビンに尿をする 音、便器の音も聞こえてきます。臭さは堪っ たものではありません。別の老婆の部屋から は「助けてくれ、助けてくれ」との叫び声。 または「ぢいちゃん、ばあちゃん、父ちゃん、 何々ちゃん」の連呼。「看護婦さん、看護婦 さん」と叫び続ける人。とても安眠などでき るものではありません。看護師さんに話をし たら、いつもそばにいてもらいたいだけのこ とであって、家族に付き添ってもらえれば一 番いいのですが、家族にはその余裕はないと のことでした。

そこで考えたことですが、今各地で建設され、小杉の消防署の上にも作られているビジネス・ホテルのような個室を、全国の病院の入院患者用に設営したら如何でしょう。そこには当然風呂、シャワー、トイレ、洗面所もつきます。一晩中叫んでも他の患者には迷惑は掛りません。便も自分の部屋ですませます。

今の政権与党は、厚労省は当然考えなければ いけないことです。

ところで今、病院の経営は各地で危機に瀕 しています。千葉県銚子の病院は崩壊しまし た。川崎区田町にある川崎社会保険病院も風 前の灯火と言われています。また妊産婦が救 急車で搬送中病院数カ所に断られ遂に死にい たるという、痛ましい事件もおきています。

今から数年前、小泉純一郎は総理の時、厚 労省関連予算を2200億円減らし、その後の自 公政権はそれを回復させようとはしていませ ん。現在の医師不足、病院の破綻等わが国医 療の衰退は、現政権中枢の人間には計算づく なのでしょう。新しく総理に就任した麻生太 郎は「医師は社会的常識がかなり欠落してい る人が多い。」また「たらたら飲んで、食べ て、何もしない人の分の金(医療費)を何で 私が払うんだ。」などといっています。

一方政府は国民には財政難をいいますが、 わが国に駐留するアメリカの兵隊さん、皆、 王侯貴族並みの生活です。そしてその米軍基 地で働く日本人従業員も破格の好待遇です。 これらはすべてわが国の国家予算より "思い やり"として支出されています。みずからの 国の住民を軽視し犠牲にし、アメリカさんの 顔色のみを気にしている政治、皆でなんとか しようではありませんか、

病院の病床で看護師、介護士さんたちの献 身的な働き、それにもかかわらず患者には充 分に手が廻らない人手不足等を見て、大変勉 強になりましたので一筆したためた次第です。

カンボジア考 その2

川口洋一

村のなりたち

私が毎年訪れる村は、タイとカンボジアの 国境の街ポイペトの近くにあると前号で書い た。そしてタイ側の街がアランヤプラテート である。カンボジア紛争に詳しい人は「アラ ンヤプラテート」と聞くと「カオダイン難民 キャンプ」を思い出す人もいるでしょう。こ れらの村は、難民キャンプで暮らしていた人 が作った村なのです。

難民キャンプ

1979年1月7日ベトナム軍に支援されたヘン・ サムリンの部隊がカンボジアに侵攻すると、 あっけなくポル・ポト政権は崩壊し、ベトナ ムの後援を受けた新政権とポル・ポト派、シ ハヌーク派、ソン・サン派の三派連合との間 で内戦が始まりました。ベトナム軍の侵攻か ら逃れるため、内戦の惨禍から逃れるため多 くのカンボジア人が国境を越えてタイへと逃 げ込みました。タイは軍隊を出動して、難民 の流入を阻止する動きに出たことから、国連 は難民高等弁務官事務所とタイ政府の間で難 民キャンプを国境のタイ側に開設することと なり、1979年11月にカオダイン難民キャンプ が設けられました。その後難民の流入は続き、 タイ軍部が管理するカオダイン、サケオなど のマンモスキャンプに入ることを拒否する難 民たちが作ったキャンプもあった。それらは ポル・ポト派系、シハヌーク系、ソン・サン 派系に分かれていて各派の兵士や資金の供給 源となっていた。これらの難民キャンプには 各国の報道関係者が取材に訪れたり、ボラン ティア団体が支援活動を行っていた。

キャンプの運営は国際援助でまかなわれていたのであるが、元東京新聞特派員の丸山庸雄さんが書いた「キーワードで追うカンボジア紛争」(1992年梨の木舎)の中にこんな一節がある。

「国際赤十字委員会のバンコク事務所はカンボジア難民援助をめぐって驚くべき事実を発表した。『タイ領内のカンボジア難民に対して国際機関、先進各国、各国救援組織が拠出している援助金は総額のわずか13%しか難民の手元に届いていない。残りの87%は行方不明になっている(国際赤十字バンコク事務所(一九七九年)八月三日発表)』』

国際機関や各国の救援組織がゾウ(のように大きな援助)を送ったのに、難民にはシッポしか届いていないというのである。この発表は、援助を行っている国際赤十字委員会や

国連難民高等弁務官事務所などの救援機関と タイ軍部の間に、カネやモノの "仕切り権" をめぐって摩擦が生じていることを物語って いた。

タイ・カンボジア国境上には、タイ軍部が 管理するサケオ、カオダインなどのマンモス キャンプ入りを拒否する難民がいくつもの自 治集落をつくっており、武装ゲリラを含めて その数は三十万人余と推定されていた。集落 の難民は「キャンプに収容されたのでは本土 反攻ができない」「食料、医薬品は必要だが タイ軍部による管理は求めていない」などが 難民キャンプ入りを拒否する理由だった。

一方、タイ軍部は「武装した難民が国境上にいたのではベトナム軍に越境攻撃の口実を与えるとして難民側にキャンプ入りを強く迫って対立していた。しかし、双方の主張は表向きのもので、実際には救援資金・物資の "ピンはね権"をめぐる対立であった。

2004年5月27日イラクのバグダッド近くで襲撃され殺害された橋田信介さんも取材に訪れており、そのときの橋田さんの取材活動振りを丸山さんが記しているので、少し長くなるが引用しておく。

ポト軍が立てこもるマライ山を眼前に見る クロンワーの草原でのことだ。テレビカメラ マンの橋田君が「ねえ、ちょっと行ってみま しょうよ」と、飲み屋へでも誘うような口調 で私をそそのかした。国境への道を見すかし たところ、警備兵の姿は見当たらなかった。

被写体に最接近することを基本動作とする カメラマンの橋田君には、腹に沁みる砲声や 草原に潜んでいるかも知れない危険も、まっ たくマイペンライ(気にならない)なようで あった。

背丈を越える夏草を分けてマライ山の方向 へ1kmほど進んだとき。

「前へ行く二人、止まれ!」

背後から突然、タイ語で制止された。声に 気迫がこもっていた。振り向くと10mほど後方 に迷彩服の兵士が五、六人、M16自動小銃を腰 だめに構えていた。銃口は私たちの足元近く に向けられていた。背筋にイヤな戦慄が走っ た。恐ろしいというよりは、ふいに背後でパ

トカーのサイレンを聞いたドライバーの気持 ちだった。

やれやれ、厄介なことになったものだ、と 思いつつ私が片言のタイ語で兵士に釈明しよ うとしている間に、橋田君は持っていたテレ ビカメラを足元に置き、「よいこらさ。ま、 座って話しましょうか」と、その場にどっか りとあぐらをかいてしまった。

タイ兵に日本語が通じるはずがない。しか し、兵士らはいくらか緊張を解いたようであっ た。班長らしい兵士がM16自動小銃の銃口を自 分の軍靴の爪先に突き、銃床にひじをもたせ かけて橋田君に話しかけた。

「コンジープン・マイ(日本人か)?」

「チャイ (そうですよ)、ポム (私は) コ ンジープン(日本人)ですよ。ポム(私)の タムガーン(仕事)はタイループ(写真)を 撮る人なのよ。ポム(私)のポリサット(会 社) はレクレク(小さい)ですからね、少し ぐらいのアンタラーイ(危険)はマイペンラ イ(気にしない)なのよ。タイループ(写真) を持って帰らないとね、ポム(私)もパンラ ヤー (妻) もアーハン (ごはん) が食べられ ないのよ。タン・カウチャイ・マイ(分かる でしょう)?」

ふだんならば吹き出してしまうような日本 語ともタイ語ともつかない橋田君の哀れな身 の上話に対して、驚いたことに兵士の表情か ら険しさが消え、ついには全員が私たちを囲 んで座り込んでしまった。

「日本人はみんな金持ちだっていうじゃな いか。それなのにお前さんは貧乏だっていう のかい?」

「そうなんですよ。日本人にも貧乏人はた くさんいるんです。食べ物は高いし、着る物 だってアパート代だってみんな高いんだ。だ から、生活が楽じゃないのよ」

「でも、髙価なテレビカメラを持っている じゃないか」

「あんたたちだって、髙価なM16を持ってい るじゃないか」

近くに砲声を聞きながら、のどかな貧乏物 語になってしまった。そして、班長格の兵士 が同情の口調で言った。

「この辺はプーン(弾丸)が飛んでくる。

あたりは地雷原だよ。早く、戻りなさい」

無断越境は不問となり、帰りの車中で橋田 君がさばさばした顔つきで言った。「僕はね、 さっきのようなヤバイ場面では、すぐに座り 込むことにしているんですよ。あぐらをかい て話せば敵意がないことが相手に伝わるでしょ 話しなんかネ、単語を並べていれば相 手が勝手に解釈してくれますよ。上手そうに 外国語を話して間違えるよりも安全ですしね。 それに兵隊たちはどうせ貧しい農家の二、三 男坊ですから、こちらが貧乏人と分かれば気 心が通じ合うんですよ。カンボジアでもベト ナム、ラオス、マレーシア、インドネシア、 どこへ行っても危ないときはあぐらをかいて 話し合ってきました。効き目がありますよ。 今度、試してみなさいよ」

どうです。語学じゃなくて気持ちですね、 コミュニケーションは。橋田さんの「橋田信 介おもしろエッセイ集http://www.ubenippo.c o. jp/skiji/hashida/hashida_index.html & どうぞ。

川崎臨海部の情報満載 市の土地利用案まとまる

発況を網羅した地区カルテ= 連携して臨海部を発 地区ごとの

向や企業ニーズをつかんだ。 地区カルテを作成する過程

け、それぞれの地区が進むべ

れ、パブリックコメントを

11

2008年11月21日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

市民オンブズマンわかやま 代表 阪本 康文 代表 松井 和夫 連絡先 和欧山市十二番丁10番地 和欧山合同法律事務所内 電話 073-433-2241 FAX 073-433-2767 (担当:事務局長 畑中 正好)

全庁調査の申し入れ

私たち市民オンブズマンわかやまは、1995年以降、和歌山県における税金の 不正支出に関する監視活動と是正を求める諸活動に取り組んできており,不正隠し を目の当たりにしたこともあります。

今回、会計検査院の調査で指摘された不正経理は、10年余前に巨額の不正支出があったことを鮮烈に思い起こさせるとともに、再び、県に不正支出が存在した事実に、驚きと怒りを禁じ得ません。10年余り前の巨額の不正のときは、カラ出張、カラ飲食、カラ宿泊、コピー用紙カラ購入にかかる私たちの追及に、「予算執行調査改善委員会」(委員長=山下茂副知事)を発足させ、警察と議会を除く6部局計196課(室、所)を調査した結果、1997年8月、それまで、不正支出を否定していた態度から一転し、1994~1996年度の3年間で約13億4400万円もの不正な公金支出があったことを認めました(添付資料1)。なお、この際には、県教委の国費不正経理問題もありました。

そして、利息とともに当該不正支出金全額を管理職を中心に返還するとともに県は、「今後、二度とこのような事態が起こることのないよう万全を期す」として、「改善策」を策定し、「改善策の着実な推進を図り、県民に信頼される県政の推進に全力で取り組む」ことを表明しました。

さらに、上記調査の基礎となった調査資料を調査結果発表後間もないうちに破棄 し公開しないとした点に関する私たちの追及に、予算執行状況調査結果報告書の基 礎となった調査資料を調査結果発表後間もないうちに破棄してしまったことについ て県も「遺憾の意」を表明しました(2002年6月:添付資料2)。

このような経緯を踏まえてなお、今回、再び組織的とも言わざるを得ない不正が

明らかになったことは、その不正の根深さを物語るとともに、従前行った副知事を長とする県庁内部の者による調査と改善策では、不充分であったことを浮き彫りにしました。とりわけ、次に述べる①と②の不正支出の手口は、明らかに従前の不正支出の際の手口と同一です。手口が同一ということは、同一の手法が再び復活したというよりも、先の不正調査で根絶されずに行われ続けてきたのであろうことは想像に難くなく、県民を騙し続けてきた罪は重く、県民の一人としても極めて許し難いものです。

今回、明らかにされている物品購入に関する不正の手口として、①「預け金」と . いう手口で,業者に架空取引を指示するなどして,契約した物品が実際には納入さ れていないのに納入されたとする虚偽の関係書類を作成して公金を支払い、当該金 員を預け金として保有させ、後日、契約した物品とは異なる商品を納入させるとい う手法、②「差し替え」という手口で、公金の支出は、前述したように架空の取引 で公金を支払い、発注とは異なる商品を納入させていた手法、③「翌年度納入」と いう手口で、物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令勘等の書類に実際 の納入日より前の日付を検収日として記載するなどにより、物品が現年度に納入さ れたこととして公金を支払っていた手法、④「前年度納入」という手口で、物品が 前年度以前に納入されていたのに,支出命令書等の書類に実際の納入日より後の日 付を検収日として記載するなどにより、物品が現年度に納入されたこととして公金 を支払っていた手法などがあったとされています。これらの架空すなわちカラ取引 は、いずれも虚偽公文書作成の犯罪行為であり、組織的に行っていなければできな い不正と思料されます。また、仮に、別の商品や、発注と同じ商品が、後日、納入 されているとしても許されることではありません。そして、このような手口が国費 の補助事業に限られていたなどというようなことはおよそ考え難く、県費の支出に 際しても行っていたのではないかということは,県民の誰もが普通に思うことです。 それだけに、会計検査院の調査で今回、再び、不正支出が明らかになり、県政の 信頼を失った問題の深刻さは図り知れず、貴職には、従前の副知事を長とした調査 以上の調査を実施され,不正隠しを許さず,ウミを出し切り,失った県政の信頼を 回復したと評価されるようにする資任があることを是正自覚していただきたい。そ のために私たちは、下記の内容の全庁調査を求めるものです。

なお、今回の発覚に際し貴職は、平成19,20年度の補助金事業についてのみ 県出納局に独自調査を指示したとされています。しかし、今回の会計検査院の調査 が、①調査対象部署が一部のみしかなされていない、②需用費の不正調査において、 反面調査の対象である物品納入業者が一部の業者のみしか調査されていない, ③ ケス正調査において、雇用の実質があるか否かの反面調査がなされていない。 依費の不正調査において、出張の実質があるか否かの反面調査がなされていないとみられることから、会計検査院が調査の対象とした5年間にもなお、不正支出が存在すると充分みなされる上、私たちが上記で指摘しているように、今回の不正支出の発覚により、①従前に行った調査でも明らかになった虚偽公文書作成の手法が継続して行われてきたとみなされること、②従前の副知事を長とする県庁内部の調査委員会の調査では、不正が根絶されず改善されなかったこと、③県費の支出に際しても不正が行われていたと思料されること、④不正支出の調査経過と調査の原資料を破棄せず、保存・保管され県民の公開請求に応じることが明確にされていないことなどからすれば、貴職が指示した内容では、組織的な不正が根絶できるとは到底みなされず、県政の信頼の回復に値しないといえます。

従って、上記の諸点をふまえるならば、要望している6点は必要不可欠と考え、 要望させていただく次第です。

また、要望の6点についての貴職のご見解を伺いたいと存じます。12月2日までに上記連絡先宛まで文書にてご返答下さるようお願いします。

記

- 1 全庁調査を行うこと
- 2 調査は、国の補助事業はもとより県費の支出をも対象とすること
- 3 対象年度は、少なくとも会計検査院が対象とした2002年度以降を対象とすること
- 4 調査は、知事自身を責任者とする調査委員会を設置して行うこと
- 5 調査委員には、庁外の第三者(県民)を加え、十分な調査をなしうるだ けの権限を与えること
- 6 調査経過と調査の原資料を,万一にも破棄,紛失しないよう命じ,県民 に公開すること

以 上

編集後記

〇会計検査院が調査したところ各地の地方自 治体で不正が発見された。これを受けて川崎 市議会でも経理をめぐっての議論があったが、 市の答えは、調査抜きで「不正なし」という 断言だったといわれている。全国各地のオン ブズマンが知事などに「全庁調査の申し入れ」 をしているが、本誌には参考資料として市民 オンブズマンわかやまが和歌山県知事に対し て行った申し入れ書のコピーを収録した。川 崎市でも申し入れをすべきかどうかの議論に 有効活用していただければ嬉しい。

〇一部の政治家は教育といえば「愛国心教育」だけに力を入れているようだが、幼児のころからよい環境で育てられ健やかに成長するための条件をどれほど考えているのか、はなはだ心許ない。新聞記事に拾ってみても「7病院拒否妊婦死亡」「航空幕僚長更迭」「横浜事件再審開始」「田母神氏退職金6000万円与党幹部から異論」などがあり、国際政治から見ても、現在の病弊から過去を清算しきれない日本の政治の貧困のほどが報じられている。こうしたことから考えても、子どもの教育に歓迎すべき環境が整っているとは言えない。

特に幼児保育から川崎市が次々に撤退していることへの疑問をぶつけてみた。

〇今年は「かながわ廃棄物処理事業団のかながわクリーンセンター」「川崎市中原区消防署ホテル複合施設」「王禅寺塩渡け土地」など、第三セクターのあり方を考える、民間に任せるべきホテル事業に川崎市が公金を投入する、土地取引に疑問のある土地を臆面もなく高価格で再取得するなど、到底市民にいることの疑問から、住民監査請求、請求棄却、住民訴訟と進んだ案件を抱えたまま新しい年を迎えそうです。

○アメリカのサブプライムローンの焦げ付き から全世界を巻き込んだ金融恐慌の中で、自 公政権は国民への給付金を支出することでポ イントをあげ、民主党との政治対決に勝つこ とを狙っているようです。とんでもないこと ではないでしょうか。聖域になっている軍事 費や米駐留軍への財政支出の再検討はいわず もがな。

〇今年ももう師走、方々で新しい年を迎える 準備が始まっているようです。お元気でよい 年をお迎えください。 (清水)

会計報告 2008年4月1日~2008年11月27日

一般会計

	収	入	(円)		支	-	出	(F	9)	
前期繰越				1,072,406	会報発行費			٠	4	4,228
会費				282,000	コピー代					5,800
資料販売				8,700	情報公開請求					510
寄付金				60,000	会場費				1	6,180
利息				1,408	訴訟経費				1	2,870
					旅費交通費				1	3,920
					事務用品費					0
					通信費					5,500
					備品消耗品費					840
				*	図書費					0
					全国会費				1	0,000
					講師料				1	0,000
					HP管理費					0
					雑費					3,360
					予備費					0
収入合計				1,424,514	支出合計				12	3,208
					残髙				1,30	1,306
訴訟積立金									2,000	0,000

今後の予定

定例会・学習会 いずれもどなたでも ご参加いただけます

12月 1日(月)会報第68号印刷発送

13:00 中原区役所

12月 2日 (火) 王禅寺弁論準備

10:30 横浜地裁701

12月16日(火)第8回拡大幹事会

18:00 中原市民館和室

幹事会終了後忘年会

12月22日(月)かながわクリーンセンター公判10:00 横浜地裁502

2009年

1月20日(火)第9回拡大幹事会

18:30 エポックなかはら

1月25日(日)会報第69号原稿締切日

2月 2日(月)会報第69号印刷発送

13:00 中原区役所予定

2月17日(火)第10回拡大幹事会

18:30 エポックなかはら

第9回拡大幹事会は エポックなかはらで開催します!

発行 かわさき市民オンプズマン

所在地 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2号 ソシオ砂子ピル7F 川崎合同法律事務所内 III 044-211-0121 FAX 044-211-0123 振替 00270-3-85629

http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/

E-mail:es ihara28@kaw as aki-ombuds.s akura.ne.jp

会報第68号 編集スタッフ清水芳治・佐々木玲吉 2008. 12. 1